

令和6年度

～高齢者の明るいくらしをお手伝いします～

# 湖西市の 高齢者保健福祉サービス



湖西市役所 高齢者福祉課

☎:053-576-1212

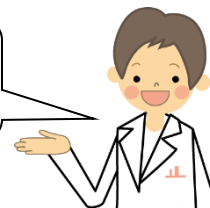
FAX:053-576-1220

# 地域包括支援センター

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して生活していけるよう、介護、保健、福祉、医療などさまざまな悩みについて、一緒に考え解決していく相談窓口です。

名称	住所	電話番号	管轄自治会
地域包括支援センター こさいしらはぎ 湖西白萩	湖西市太田 450-1 (特別養護老人ホーム 湖西白萩内)	053-573-2050	新所 入出 神座 太田 青平 大知波 利木 横山
地域包括支援センター こうこえん 光湖苑	湖西市新所岡崎梅田 入会地 17-20 (特別養護老人ホーム 光湖苑内)	053-577-5455	大森 岡崎 上ノ原 新所原 南上の原第1～第3 白須賀第1～第6 梅田
地域包括支援センター けいしょうえん 恵翔苑	湖西市新居町中之郷 3636-21 (特別養護老人ホーム 恵翔苑内)	053-595-1114	表鷺津 鷺津 河美 古見 川尻 市場 山口 坊瀬
地域包括支援センター さんこう 燦光	湖西市新居町新居 1800-1 (特別養護老人ホーム 燦光内)	053-594-7474	新居中央 柏原 新居南 橋本 西浜名 内山 住吉 ベイリーフ 郷南郷北 三ツ谷 あけぼの

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師（看護師）という専門職員が、皆さんのさまざまな相談に対応しています。訪問も行います。



## 各種問い合わせ先

高齢者福祉課	高齢者福祉係 ☎053-576-1212	在宅福祉サービス、高齢者相談等に関すること
	介護保険係 ☎053-576-1104	介護保険料や介護サービスなど介護保険、総合事業に関する申請・相談
	地域包括ケア推進係 ☎053-576-4916	介護予防、認知症対策、支えあい支援体制等地域包括ケアシステムに関すること
民生委員・児童委員 (地域福祉課) ☎053-576-1295		高齢者や障害のある方などの相談、地域福祉活動の推進や行政との連絡など。地区の民生委員・児童委員がご不明の場合は、地域福祉課へ
協議会 社会福祉	地域福祉係 ☎053-594-5511	ふれあい・いきいきサロンや健康体操教室
	総務企画係 ☎053-594-5511	高齢者の権利擁護など日常生活における各種の相談
はつらつセンター ☎053-578-1118		楽しみながら参加できる介護予防教室や施設の貸館
老人福祉センター ☎053-594-5554		楽しみながら参加できる介護予防教室や施設の貸館

# 在宅福祉サービス

## ●高齢者等配食サービス

バランスのよい食事の提供及び安否確認を行い、「食」の自立支援をします。

- 【対象】 65歳以上のひとりぐらし高齢者や高齢者世帯、ひとりぐらし身体障害者などで、食事の調達が困難な方
- 【内容】 ・月・火・水・木・金のうち、申し込みのあった日の昼食を最大3日間、お届けします。  
・配達時、安否確認も同時に行います。  
・食事はお弁当でお届けします。お弁当には、健康を考えたご飯、おかずなどがバランスよく入っています。

【費用】 1食 350円

【手続き】 申請書を提出後、市担当者が訪問・状況確認し決定

【問い合わせ】 高齢者福祉課 ☎053-576-1212



## ●ふれあい収集(ごみの回収)

決まった日に自宅へ訪問し、ごみを回収します。

- 【対象】 市内在住で自らごみを出すことが困難であり、親族や身近な人から支援を受けられない方で、介護保険制度の要介護認定を受けているか、65歳以上で要支援認定を受けているひとりぐらし高齢者や高齢者世帯、障害者\*など

※身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

- 【内容】 玄関先等にごみを置いてもらい、決まった曜日に回収します。回収時、安否確認も行います。(可燃ごみ・不燃ごみ・資源物のみ回収)  
※粗大ごみは、別途申し込み必要(有料)

- 【手続き】 申請書を提出後、市担当者が訪問し、状況確認後決定  
(高齢者：高齢者福祉課 障害者：地域福祉課)

- 【問い合わせ】 廃棄物対策課(収集に関すること) ☎053-577-1280  
高齢者福祉課(高齢者のお申込み) ☎053-576-1212  
地域福祉課(障害者のお申込み) ☎053-576-4532



## ●ひとりぐらし高齢者緊急通報装置設置事業

ひとりぐらしの方に不安のない日常生活を送っていただくため、急病等の緊急時に連絡可能な緊急通報装置を設置します。

- 【 対象 】 65歳以上のひとりぐらし高齢者で安否確認が必要な方及びひとりぐらし重度身体障害者の方で安否確認が必要な方
- 【 内容 】
  - ・ 自宅の電話に緊急通報システムを取り付けます。  
(固定電話の回線が必要)
  - ・ 緊急時に通報ボタンを押すと、民間緊急通報会社の看護師等が対応を行います。
  - ・ 必要に応じて、救急車の要請、親族等への連絡を行います。
  - ・ 24時間健康相談を行います。
- 【 費用 】 500円/月 6か月分をまとめて振込(納付書)による納付  
(電話回線設置や電話基本料金・通話料金も、利用者負担となります。)
- 【 手続き 】 申請書を提出  
市担当者が訪問し、状況確認後決定

【問い合わせ】 高齢者福祉課 ☎053-576-1212



## ●紙おむつ購入費助成事業

薬局で紙おむつ購入に使用できる紙おむつ引換券を交付し、購入費の一部を助成します。

- 【 対象 】 在宅で生活している65歳以上の寝たきり等高齢者(要介護1以上)及び重度心身障害者(児)で、常時紙おむつに排泄する方のうち、紙おむつ使用開始後3カ月を経過した方。
- 【 内容 】 1カ月当たり2,000円分の紙おむつ引換券を6カ月分まとめてお送りします。紙おむつ引換券を使い、湖西市内の指定された薬局で紙おむつを購入できます。
- 【 手続き 】 申請書を提出  
市担当者が訪問し、状況確認後決定
- 【問い合わせ】 高齢者福祉課(高齢者) ☎053-576-1212  
地域福祉課(障害者・児) ☎053-576-4532



## ●家族介護慰労金の支給



在宅の寝たきり高齢者の方を長期に介護している介護者に、慰労金を支給します。

【対象】 介護保険で要介護4又は5と認定された、市民税非課税世帯の高齢者で、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方を、現在も介護している同居の家族

【内容】 申請後、決定した日から1カ月以内に10万円を支給します。

【手続き】 申請書を提出

【問い合わせ】 高齢者福祉課 ☎053-576-1212



## ●寝具洗濯乾燥消毒サービス

寝具の衛生管理のため、洗濯及び乾燥、消毒を行います。

【対象】 在宅で65歳以上の寝たきりの高齢者、重度心身障害、ひとりぐらし高齢者及び高齢者世帯の方などで、寝具の衛生管理が困難な方

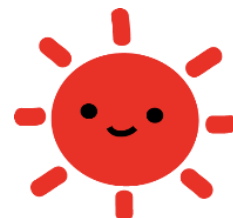
【内容】 ・ 掛布団・敷布団・毛布（3点以内）をお預かりし、丸洗い及び乾燥、消毒を行います。  
・ 布団お預かりの間、代替りの布団を無償でお貸しすることもできます。

【費用】 （毛布）1枚100円  
（掛布団・敷布団）1枚300円

【利用回数】 年4回を限度（6．9．12．3月実施）

【手続き】 申請書を提出  
市担当者が訪問し、状況確認後決定

【問い合わせ】 高齢者福祉課 ☎053-576-1212



## ●生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)

老人ホーム等に短期間宿泊し、生活習慣の改善指導などのサービスを行います。

- 【 対象 】 65 歳以上の介護保険の認定を受けていない虚弱な高齢者で、日常生活を一人で営むのに支障のある方
- 【 内容 】 冠婚葬祭などの事情により、一時的に一人で過ごさなければならない場合、特別養護老人ホーム等に短期間（6 カ月につき 7 日間以内）宿泊をし、生活習慣の改善指導を行います。
- 【利用施設】 老人ホーム等施設  
(光湖苑・湖西白萩・恵翔苑・一円荘・燦光・サンシティあらい・奥山老人ホーム)
- 【 費用 】 利用日数などの状況に応じて
- 【 手続き 】 診断書（所定の用紙）及び申請書を提出  
市担当者が訪問し、状況確認後決定

【問い合わせ】 高齢者福祉課 ☎053-576-1212

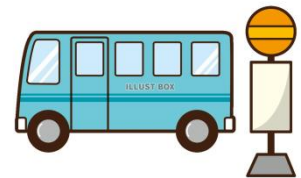


## ●高齢者バス・タクシー利用料金助成サービス

75 歳以上の高齢者の方にバスとタクシーで利用できる乗車券を交付します。

- 【 対象 】 市内に住所を有する在宅の方で、75 歳以上の方（令和 6 年 4 月 1 日時点）
- 【 内容 】 1 年度につき 2,000 円（100 円券を 20 枚）助成します。
- 【 手続き 】 令和 6 年度の対象者には郵送にて乗車券を配付しました。

【問い合わせ】 高齢者福祉課 ☎053-576-1212



## ●高齡者補聴器購入費助成

補聴器購入に要する費用の一部を助成します。

【 対象 】 次の1から5すべてに該当する方

1. 本市住民基本台帳に登録され、市内に居住している65歳以上の方
2. 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方
3. 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で耳鼻咽喉科の医師が補聴器使用を認めた方
4. 市民税非課税で滞納がない方（本人のみ）
5. その他の法令に基づき、補聴器購入費の助成を受けられる方を除く

【 内容 】 助成対象経費の2分の1以内の額で、3万円を上限とし、1人1回限り助成します。

※助成対象は、管理医療機器としての補聴器本体と付属品（集音器は対象外）

※申請前に購入されたものは助成対象外

※両耳、片耳問わず上限は3万円

※診察料（受診・検査費用）、文書料、送料等は自己負担

※故障、修理、メンテナンス等は助成対象外

【 手続き 】 申請書・見積書を提出  
市担当者が状況確認後、助成券発行



【問い合わせ】 高齡者福祉課 ☎053-576-1212



# 湖西市見守りオレンジネットワーク

認知症等により、判断力、記憶力が低下し、道に迷ったり、自分の家が分からなくなったりすることがあります。

行方不明になった時に備え、名前・住所・連絡先等を事前に登録し、実際に行方不明になった時に、登録した情報を活用し、早期の発見・保護につなげるための取り組みです。

**【事前登録対象者】**湖西市にお住いの在宅で生活する方のうち、認知症等により、道に迷ったり、家に帰れなくなったりする可能性のある高齢者等で登録を希望する方

**【事前登録方法】** ①各地域包括支援センター・市・ケアマネジャーにご相談ください。

②登録届出書を各地域包括支援センターへ提出

※顔写真と全身写真を1枚ずつご用意ください

※登録された情報は、湖西警察署・地域包括支援センター・市で共有します

③オレンジシールを登録者のよく使うもの（靴・杖・鞆等）に貼付



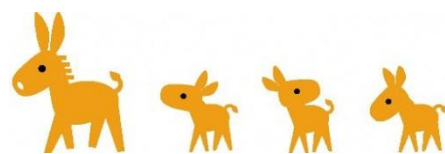
**【問い合わせ】** 高齢者福祉課 ☎053-576-4916

地域包括支援センター湖西白萩 ☎053-573-2050

地域包括支援センター光湖苑 ☎053-577-5455

地域包括支援センター恵翔苑 ☎053-595-1114

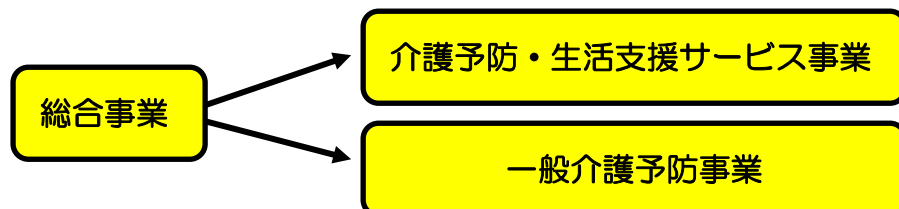
地域包括支援センター燦光 ☎053-594-7474





# 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

高齢者が住みなれた地域で生活を続けられるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自ら持つ能力を最大限に活かして要介護状態となることを予防するための仕組みとして、介護保険制度において、総合事業が創設されました。



## <介護予防・生活支援サービス事業>

要介護認定等よりサービス利用の手続きが簡素化

- 【対象】 ◆要支援1・2の方  
◆基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された方
- 【手続き】 ①基本チェックリストの実施もしくは要介護認定等の申請  
②地域包括支援センターがケアプラン作成
- 【問い合わせ】 高齢者福祉課 ☎053-576-1104

## ●訪問型サービス(ヘルパー)・指定

	国の基準による訪問型サービス (これまでの介護予防訪問介護と同じサービス)	湖西市の緩和した基準による 訪問型サービスA
提供する人	訪問介護事業所のヘルパー（指定）	
内容	入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、掃除などの生活援助	調理、掃除などの生活援助
提供時間/回	内容により異なります。	45分/回又は、20分未満/回
自己負担/月 (目安) <b>*1割負担の場合</b>	<b>&lt;毎月の定額の利用料&gt;</b> ★週1回程度の利用が必要な場合 1,176円/月 ★週2回程度の利用が必要な場合 2,349円/月 ★週2回を超える利用が必要な場合 (要支援2・事業対象者のみ) 3,727円/月	<b>&lt;利用回数に応じた利用料&gt;</b> ★45分の利用が必要な場合 234円/回 ★20分未満の利用が必要な場合 133円/回 ※要支援1、要支援2、事業対象者それぞれ1ヵ月に利用できる回数に上限があります。

\* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

## ●訪問型サービス・委託事業

湖西市の緩和した基準による訪問型サービスA	
提供する人	湖西市シルバー人材センター会員（委託）
内 容	調理、掃除などの生活援助
提供時間／回	1時間／回
自己負担	200円／回 ※要支援1、要支援2、事業対象者それぞれ1ヵ月に利用できる回数に上限があります。

\* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

## ●通所型サービス(デイサービス)

	国の基準による通所型サービス (これまでの介護予防通所介護と同じサービス)	湖西市の緩和した基準による 通所型サービスA
提供する事業所	通所介護事業所	
内 容	運動機能向上プログラム等により 身体機能の維持、改善を図ります。	ミニデイサービス、運動 レクリエーション
提供時間／回	施設により異なります。	4時間以上／回 ※施設により異なります。
自己負担／月 (目安)	<毎月の定額の利用料> ★要支援1・事業対象者 週1回程度の利用が必要な場合 1,798円／月	<利用回数に応じた利用料> ★334円／回
<b>* 1割負担 の場合</b>	★要支援2・事業対象者 週2回程度の利用が必要な場合 3,621円／月	※要支援1、要支援2、事業対象者それぞれ1ヵ月に利用できる回数に上限があります。

\* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

## ●通所型サービス C(短期集中予防サービス)

対象	要支援認定の人及び65歳以上で基本チェックリストにより、生活機能の低下が認められた人
内容	運動機能向上メニュー (筋肉、体幹をしっかりとさせ、転びにくいからだづくりを目指します)
実施期間	3～6か月 ※利用者の身体状況に合わせて期間を設定します
実施日/時間	月～金曜日のうち1回程度 1時間30分または2時間以上/回 ※利用者の状況に合わせて時間を設定します
自己負担	1時間30分の場合 1,365円/月 2時間以上の場合 1,815円/月
場所	R. Yリハビリセンター(湖西市鷺津)

\* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

## ●訪問型サービス C(短期集中予防サービス)

対象	要支援認定の人及び65歳以上で基本チェックリストにより、生活機能の低下が認められた人で、閉じこもり等の心身の状況のために、通所による事業の参加が困難な人
内容	運動機能向上メニュー (筋肉、体幹をしっかりとさせ、転びにくいからだづくりを目指します)
実施期間	月2回を4か月間
自己負担	600円/回

\* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。



# 一般介護予防事業

## ●介護予防教室等

教室名等	会場	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・お達者クラブ</li> <li>・脳とカラダの健康チェック</li> <li>・認知症予防教室</li> <li>・ICT活用教室</li> </ul>	健康福祉センターおぼと他	高齡者福祉課 ☎053-576-4916
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアスクール</li> </ul>	健康福祉センターおぼと 老人福祉センター 西部地域センター 北部多目的センター 南部構造改善センター	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄ってこや（火・木曜日）</li> <li>・15分体操（毎日）</li> <li>・はつらつセミナー</li> </ul>	はつらつセンター	はつらつセンター ☎053-578-1118
<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔体操&amp;ちぎり絵</li> <li>・介護予防体操</li> </ul>	老人福祉センター	老人福祉センター ☎053-594-5554
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいいいきいきサロン</li> <li>・健康体操教室</li> </ul>	各地区	社会福祉協議会 ☎053-594-5511

※詳細やその他の教室については随時、市役所だより等にてご案内します。

さあ、今日も取り組むぞ！！

